

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十五年五月二十七日
参議院政治倫理の確立及び
選挙制度に関する特別委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、成年被後見人の選挙権等が回復されることについて周知徹底を図るとともに、選挙等の公正な実施を確保するための措置が適切に講ぜられるよう、地方公共団体に対する支援を行うこと。
- 二、郵便等による不在者投票における対象者の拡大や点字投票の導入等、障がいを有するなどの有権者の政治参加を容易にするための施策について、不正投票の防止策の実効性を検証しつつ検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 三、障がいに関する公職選挙等に係る法令上の用語について、適切に見直しを行い、必要な措置を講ずること。

右決議する。